

大学基準協会（グローバル法務系分野）の申請内容に係る論点 (大学基準協会回答)

【評価体制】

- (1) 添付資料 6-1 の「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程（以下、「規程」という。）」の別表 1 備考に「(イ) 及び (ロ) の者は、あらかじめその設置する大学からの候補者の推薦を受ける」と記載があるが、これは法科大学院を設置する大学から委員の推薦を受けるとのことか。

回答：(ロ) に区分する者の推薦者は、その設置大学、すなわち、グローバル法務系専門職大学院の設置大学であり、概念上、法科大学院設置大学と一致するものではない。

- (2) 規程の別表 1 において、グローバル法務系専門職大学院の教員を認証評価委員会の委員としているが、現時点ではグローバル法務系専門職大学院は慶應義塾大学のみであることから、利害関係者となることが考えられるが、どのように考えているのか。

回答：たしかに認証評価規程第 8 条の利害関係者排除規定により、現状ではグローバル法務系専門職大学院の認証評価にグローバル法務系専門職大学院の教員は関与できない。もっとも、法科大学院の教員であっても例えば国際企業法等を専門とする者は多く存在するので、法科大学院教員枠（別表 1 (イ)）でそうした者を任用できれば、グローバル法務系専門職大学院に対する認証評価を適正に行っていくことは十分に可能である。ただし、グローバル法務分野の教員の関与をより制度的に確かなものにし体制として万全を期すために、別表 1 を下記のように改定することも考えたい。

【現行】

区 分	定 員
(イ) 法科大学院の教員	10 名以内
(ロ) <u>グローバル法務系専門職大学院の教員</u>	(うち 2 名は、実務家教員)
(ハ) 法曹若しくはグローバル法務分野の実務家又はそれらいずれかの経験を有する者	5 名
(ニ) その他の有識者	

【改定案】

区 分	定 員
(イ) 法科大学院の教員	10名以内 (うち2名は、実務家教員)
(ロ) <u>グローバル法務系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員</u>	
(ハ) 法曹若しくはグローバル法務分野の実務家又はそれらいずれかの経験を有する者	5名
(ニ) その他の有識者	

(3) グローバル法務系の認証評価を直接行う分科会を法科大学院認証評価分科会と並置し、その上位の評価委員会を法科大学院認証評価委員会から法務系専門職大学院認証評価委員会へと変更しているが、現在グローバル法務系専門職大学院が1研究科しか存在せず、恐らく5年に1度しか評価が行われない中で、法務系専門職大学院認証評価委員会の構成員に常にグローバル法務系の教員が入ることについて、どのように考えているのか。

回答：1 専門職大学院しか存在しない中、認証評価の機会は5年に1度に限られるのは事実である。しかし、基準5頁【添付書類7】にあるように、認証評価結果受領後半年後にはグローバル法務系専門職大学院による「改善計画」等の説明があり、その2年後には「改善報告書」提出がある。また、潜在的に、重要な変更に係る届け出が毎年度発生する可能性がある。したがって、グローバル法務系の教員が常に委員として加わっている必要があり、このような体制としている。

【評価基準】

(4) 添付資料7の「グローバル法務系専門職大学院基準（以下、「基準」という。）」において、「評価の視点」が以下の3群に分類されているが、その設定について、どのように考えているのか。

- ・制度上は、グローバル法務系専門職大学院は専門職大学院制度に基づき設置されているので、評価基準の階層を L→F→A とした方が理解しやすいのではないかと。また、現行のLをFundamental（専門職大学院としての基本要件としてF群）、現行のFをGlobal（グローバル法務系の基本要件としてG群）と整理することも考えられる。
- ・例えば、視点番号2-1「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること」にはFに○がついているが、この視点は、専

門職大学院、更には大学院に共通して求められている視点であり L に○が付されることが考えられる。

F 群 (Fundamental)	グローバル法務系専門職大学院に求められる基本事項
L 群 (Legal)	専門職大学院に関わる法令事項
A 群 (Advanced)	各専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項

回答：ご指摘のように、法令要件を基本事項の最もコアになるものとして、 $L \rightarrow F \rightarrow A$ という階層構造を考えることも可能である。そのうえで、本基準において $F \rightarrow L \rightarrow A$ という構造をとったのは、次のような考え方による。

① 法令要件以外の基本事項について、その重要性は法令要件の遵守に次ぐというより、同程度に根本的という考えをとること。すなわち、法令の定めがあると否とに関わらず本協会として基本事項と考えるものがF群に分類した「評価の視点」であること。

② $F \rightarrow L$ という順序で示すことで、①に述べた根本性を明確にしたいこと。

(例えば、学位授与方針の設定と周知(評価の視点2-1)は、現状において法令根拠を有する事項ではないが、学位授与方針を定め学習成果を明確に示すことは教育課程の編成にあって重要であり、法令根拠の有無にかかわらず、各専門職大学院に対応を望みたいことである。)

(5) 基準(4~5頁)に「是正勧告」には「改善計画」、「検討課題」には「問題解決計画」を、認証評価結果を受領した半年後に法務系専門職認証評価委員会にて「総合的に説明すること」とある。一方、規程の第40条には「改善報告書」の提出のみ規定されており、「検討課題」に係る「問題解決計画」については、規程において明記しないのはなぜか。

回答：基準5頁(〔添付書類7〕)に示しているように、「是正勧告」を付して改善を提言した場合には、「改善報告書」の提出(改善し終わっていることを基本とする)を専門職大学院側に求めることになるが、認証評価委員会における「改善計画」の説明は、その改善活動に取り組むにあたってどのような方向性をとるのかを確認するために設定するものである。いわば、改善報告という行為の一部をなすものであり、それ自体が独立した位置づけのものでない。こうしたこ

とから、認証評価規程に特段の規定を持っていなかった（「検討課題」に関する「問題解決計画」についてもこれに準じて規程上の取り扱いをしていた）。規程上の根拠をより明確にすべきということであれば、第40条の改定を検討したい。

(6) また、これらが守られない場合（半年後に計画が提出されない場合や、改善計画が適切に完了していない場合）は、何かペナルティはあるのか。

回答：本協会の専門職大学院認証評価の制度設計上、ペナルティは存在しない。改善報告書に関連する一連の対応は、評価に伴うアフターケアであり、またその目的とするところも、専門職大学院の自律的な改善を支援することにある。そのため、専門職大学院による本協会への対応がなされないからと言って、そのことをもってペナルティを課す想定にない。

本協会の認証評価は、その趣旨に賛同した大学の意思によって申請され、アフターケアを含む一連のプロセスは、いずれも大学と専門職大学院側との相互信頼の上に成り立っている。これまでの専門職大学院認証評価において、「改善報告書」が未提出であった事例はなく、それ故に、何らかのペナルティを設けていけば強制的に提出に応じるように措置する必要はないと考える。

ただし、「改善計画」が適切に実行されず、問題事項が依然として改善されないような場合には、それに対して然るべき見解を示すとともに、次回の認証評価の際に改めて確認し評価することとしている。

(7) 視点番号 2-6 について、

① 「産業界等との連携」の「等」における対象となる業界・分野とは、何を想定しているのか。

② 「教育課程連携協議会」の役割は何か。アドバイザーのような機能を期待しているのか。あるいは協議会での議論の結果に対して大学に何らかの対応を義務付けるようなことを考えているのか。

①回答：グローバル法務系専門職大学院で養成した人材の活躍先、あるいはそうした人材ニーズのある業界・分野を考えた場合、国際的に展開する企業等の民間セクターのほか、国際機関をはじめとした公的セクターなどが想起される場所である。後者のような、狭義の「産業界」に含まれないものが、「等」の具体例になると考えられる。もっとも、具体的な対象範囲については、それぞれのグローバル法務系専門職大学院の掲げる目的により多様であ

り、当協会の基準において一概に定める考えはない。

②回答：専門職大学院の自律性にも意を用いる意味で、グローバル法務系専門職大学院側に特定の対応を義務付けるなどとは、現段階にあって想定していない。本来的な趣旨としては、アカデミズムの論理だけでなく、実務やその社会領域の実際を踏まえて教育等を構想することにポイントがあり、協議会の意見の活用は、あくまでその手段として考えるべきというのが、本協会におけるこれまでの審議内容である。

(8) 視点番号 4-4 について、「2」に「専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」との記載があるが、この技術・技能はどのような内容を想定しているのか。

回答：グローバル法務系専門職大学院の基本的な使命に照らし養成すべき人材像を想起するならば、その教育を担う教員に必要となる「高度の技術・技能」として、一つには法実務に関するものがあると解釈される。具体的には、渉外法律事務所で第一線の実務にあたる中で培った実務上の能力や法運用上の知識等があげられるだろう。

(9) 視点番号 4-5 について、

①専任教員の「実務家教員」とする意味は、4-6にある「5年以上」の「高度の実務経験」のある経験者でよいという意味か。即ち、現役実務家ではないという理解でよいか。

②「おおむね3割以上」を「実務家教員」とするということであるが、「3割」とする理由は何か。

①回答：評価の視点 4-5 について「実務家教員」は、評価の視点 4-6 に要件を示す種類の教員である。なお、同視点は、現役であるか否かを問うものでない。

②回答：「おおむね3割以上」とするのは、法定基準に従ったものである。

(10) 視点番号 4-12 について、教員構成として「性別、その他グローバル法務分野の特性に応じた多様性」を尊重するというが、ここでの「その他グローバル法務分野の特性に応じた多様性」は何を想定しているのか。人種、国籍、言語、文化的背景、職歴・経歴的背景なども含む趣旨か。

回答：当該専門職大学院の基本的な使命を踏まえると、その教育内容は国際性を帯びざるを得ず、また英語等を教授言語にすることも考えられるところである。その場合、外国籍の者も専任教員の一部として任用するなどが想定されるが、本評価の視点について「多様性」と

は、こうした教育内容等に応じて必要となる教員属性のそれを意味している。もちろん、ここに挙げた国籍の多様性という観点はあくまで一例であり、すべての事例で妥当するものとは考えていない。そのため、「グローバル法務分野の特性に応じた多様性」と表現することにともな、各専門職大学院の事情に応じ得る柔軟性を確保した。

【準備委員】

(11) 大学が3名、企業内法務部出身者（元）1名、国際機関（元）1名、企業法務弁護士（企業の外部の弁護士）1名という構成と理解できるが、国際 NPO のような民間での国際的活動に関わる者などは想定しなかったのか。

回答：国際 NPO で活躍する有識者が関与する余地は大いにありえたことである。ただし、本件のような案件の場合、検討にあたる有識者の体制は5名程度の規模とすることを通例としており、この限られた人数規模において委員を選任しなければならない。現在存在するグローバル法務系専門職大学院の教育内容を踏まえつつ、委員の分野や属性のバランスも考えて検討した結果、このような体制となった。

【基準委員】

(12) 委員の専門分野を見るに、情報通信（IT、ICT など）やデータ処理（例えば AI、ブロックチェーンなど）の専門家が居ないように思われる。プログラミングを含め、今後のグローバル法務においては専門職としての基本能力にこれらの分野への理解は基礎的に必須と思われるが、当該分野の専門家を基準委員に加えることは考えていないのか。

回答：基準委員会は、本協会のすべての基準の設定や改善、またその活用に関することを所管する委員会であり、グローバル法務系専門職大学院に関する審議を目的に組織された委員会ではない。大学の設置形態や立地等のバランスはもとより、専門分野の多様性にも留意しながら委員は選定されているが（【添付書類 10-2】）、20名という組織規模のなか理想的にあらゆる分野の有識者から委員を構成することは難しいのが現状である。また、20名のうち多数は、正会員大学からの推薦に基づく者であり、本協会の考えのみで任用できる制度はない。委員の追加任用は難しいが、今後基準委員会の改選にあっては可能な範囲で考慮していきたい。

なお、今回の基準については、パブリックコメントを実施することで、さまざまな観点から吟味されその妥当性が確認されたものと思料する（パブリックコメントについては、【添付書類 12-1】及び【添付書類 12-2】）。

(13) グローバル法務は、企業法務だけではなく、個人の法務にも関わる（例えば家族法、移民法など）。グローバルコンテキストでの人や社会を分析するための哲学・心理学・比較文化学・比較社会学などの分野の専門家を基準委員に加えることは考えていないのか。

回答：上記回答をもって回答とする。

(14) グローバル法務のニーズの強いのが企業法務の分野であるとして、経営学に関する専門家が1名というのは少なすぎるのではないか。会計、財務、人事や組織のマネジメント論などに関する専門家を基準委員に加えることは考えていないのか。

回答：上記回答をもって回答とする。

【運営体制】

(15) 添付資料5の「事務局組織規則」第6条にある「特別大学評価委員及び特別相談役を置くことができる」とあるが、どのような場合を想定しているのか。

回答：「特別大学評価委員」とは、大学評価（大学に対する機関別認証評価）の活動に参画する者で、グローバル法務系専門職大学院認証評価とは直接の関係はない。その根拠規程にあるように（【追加提出書類4】第4条）、例えば「改善報告書」の検討作業に加わり、大学評価委員会活動をサポートするのがその役割である。そして、そのような必要性のある場合に任用する職である（なお、現在、大学評価特別評価員を務める者はいない）。

一方「特別相談役」については、会長等がその必要性を認めた場合に一定の業務に従事する職で（【追加提出書類5】第2条）、現在の特別相談役（1名）は、本協会の自己点検・評価委員会の委員を務めるなどしている。

(16) 添付書類3-2の「今後5年間の収支見込計画」について、収入と支出の差額が大きいことについて、どのように考えているのか。

回答：会費収入分で事務局人件費等を賄うことや、場合によっては大学評価事業等運営引当資産（平成31年3月31日時点 185,150,400円）を取り崩すことによって、認証評価事業としての持続性は確保する考えである。

なお、認証評価委員会を法科大学院認証評価と合同で設置するかたちをとることで、経費を幾分圧縮することが可能となる見込みとな

ったが、そもそも1 専門職大学院ないし少数の専門職大学院のみしか存在しない場合であっても、独立した1 分野をなしている以上は、評価体制その他の認証評価システムをそれぞれに整備しなければならないという現制度自体に課題もあると思料される。質保証としての意義を失わないことを前提としながらも、何らかの制度改革が図られることを希望したい。